

「医師の働き方改革」 法制化に伴うお願い

医療者の過剰な労働を減らし、患者さんに良質な医療を提供するため、法令により、**令和6年4月から医師の時間外勤務が制限されます。**

県内の医療機関では、多くの医師が、患者さんの命と健康を守るために日夜働いており、他の職種と比べ、労働時間が長くなっています。**地域医療を守り、医師の負担を軽減するには患者さんのご協力が欠かせません。**



1. 症状が軽い場合は、まず、**かかりつけ医(近隣の開業医等)の受診**をお願いします。
2. 緊急性がない場合は、なるべく**平日の一般外来の受診**をお願いします。
3. 病状説明などは、**平日の診療時間内での実施**に、ご理解、ご協力をお願いします。

4. 症状が安定した患者さんは**かかりつけ医への紹介**に、ご理解、ご協力をお願いします。
5. 時間外や休日は、**主治医ではない医師が対応**させていただくことがありますので、ご理解をお願いします。



患者さん、ご家族にはご不便をおかけいたしますが、医師の健康を確保し、医療の質を守るため、ご理解とご協力をお願いします。



徳島県立三好病院

TOKUSHIMA PREFECTURAL MIYOSHI HOSPITAL